

決議事項等に係る説明資料

■決議事項1：議長及び副議長の選出について

事務局（提案） 議長：今西幸蔵委員 副議長：押谷由夫委員

平成29年度から議長を今西委員に、副議長を押谷委員にお務めいただいております。

芦屋市社会教育委員会議規則第2条

（議長及び副議長）

第2条 委員の会議のため、委員の互選により議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

■決議事項2：他の委員会、協議会の委員、役員の選出について

事務局（提案）

議長：阪神南地区社会教育委員協議会副会長

副議長：阪神南地区社会教育委員協議会幹事

■決議事項3：社会教育関係団体公募提案型補助金交付対象事業の審査の内容について 非公開にすることについて

事務局（提案）社会教育関係団体公募提案型補助金交付対象事業の審査の内容について非公開にする

この会議は「附属機関」の会議に該当し、芦屋市附属機関等の設置等に関する指針【資料4】の「7 会議の公開」において、芦屋市情報公開条例第19条に基づき公開が原則とされています。一方で、非公開情報が含まれる場合や、公開することにより公正または円滑な運営が出来ない場合は、委員の3分の2以上の多数の決定により非公開とすることができると規定されています。

補助金交付対象事業の審査にあたっては、公平公正な意見を求める必要があり、非公開の取り扱いとすることが望ましいと考えられるため、上記の通り提案します。

○社会教育関係団体への補助金の交付にあたって

社会教育法第13条には、補助金を交付しようとする場合は、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わないといけないと規定されています。

社会教育法（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない」

○社会教育関係団体公募提案型補助金とは

社会教育関係団体に対し補助金を交付する公募提案型補助金について、社会教育の促進及び社会教育活動を援助するために、芦屋市の社会教育関係登録団体から自主事業を公募し、その必要な経費に対し3分の2（上限5万円）を補助するものです。

■決議事項4：社会教育関係団体公募提案型補助金交付対象事業の審査の評価点の平均が6割未満の場合に提案を不採択とすることについて

事務局（提案）社会教育関係団体公募提案型補助金交付対象事業の審査の評価点の平均が6割未満の場合に提案を不採択とする

例年、上記の取り扱いとしています。

■報告事項1 社会教育関係団体補助金について

○社会教育関係団体補助金の交付について

令和2年度の社会教育関係団体補助金を下記の通り交付しました。なお、令和3年度も同様に交付を予定しています。

※令和2年度に新型コロナウイルス感染症に伴う事業の中止等により、活動費が助成金を下回った団体については、その差額を別途返還していただくこととなります。

芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会	コミスク活動助成金・・・118,000円
三条コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
朝日ヶ丘コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
潮見コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
宮川コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
打出浜コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
浜風コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
岩園コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
精道コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
山手コミュニティ・スクール	コミスク活動助成金・・・270,000円
芦屋市人権教育推進協議会	人権教育推進・・・1,119,000円
芦屋市PTA協議会	研修及び活動助成・・・781,000円

○令和2年度社会教育関係団体公募提案型補助金の交付結果について

「芦屋クォータテニス協会」：前期申請（補助金交付額27,000円）

「ダンスコミュニティ FORWARD」：前期申請（補助金交付額50,000円）

■報告事項2 令和2年度12月期社会教育関係団体登録申請について

○令和2年度12月期新規登録団体（2団体）

「山麓会」, 「k” club」

新型コロナウイルスの影響で活動ができないこと等の理由により、令和2年度に登録取消された団体が11団体ありました。これにより、令和3年4月1日現在の団体登録数は247団体（前年度比9団体減）となっています。

○令和3年団体登録の一斉更新について

令和3年は、3年に一度の社会教育関係団体の登録の一斉更新の年です。更新の申請は令和3年6月15日から6月末まで受け付けます。

例年は、生涯学習課の窓口での書類の提出を受け付けていましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、原則、郵送や電子メールにてご提出いただくこととします。

■報告事項3 学校運営協議会について【資料6】

芦屋市では、【資料6】のリーフレットに記載しておりますとおり、国が法律で定める「学校運営協議会」を令和6年度より、市内全小・中学校で導入する予定としております。

今後、様々な機会を活用して、地域の皆様への周知活動を進めていきます。

次回の社会教育委員の会議で、改めまして内容のご説明をさせていただきますが、資料をご覧くださいまして、ご不明な点などございましたら、下記担当までご意見・ご質問等いただきますようお願いいたします。

○スケジュール

令和3年度：モデル校の選出（小・中学校各1校）

令和4年度：モデル校での実施（小・中学校各1校）

令和5年度：モデル校の拡大

令和6年度：市内全小・中学校で実施

○学校運営協議会 担当

芦屋市教育委員会学校教育課

担当：森本

電話 0797-38-2087 F A X 0797-38-2089

以上